

○島根県警察における体育及び術科に関する訓令

(令和2年5月26日島根県警察訓令第26号)

島根県警察における体育及び術科に関する訓令（平成23年島根県警察訓令第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 術科等の訓練（第5条—第12条）
- 第3章 術科特別訓練（第13条—第15条）
- 第4章 術科大会（第16条・第17条）
- 第5章 技能審査（第18条—第22条）
- 第6章 警察体力検定及び体力テスト（第23条—第27条）
- 第7章 安全管理（第28条）
- 第8章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察教養規則（平成13年島根県公安委員会規則第7号）第15条第4項の規定に基づき、島根県警察における体育及び術科の訓練、技能の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 体育 走、水泳、球技その他の基礎体力を維持増進するための運動をいう。
- (2) 術科 柔道、剣道、逮捕術、拳銃、総合対処法及び救急法をいう。
- (3) 術科特別訓練 術科の指導者の育成並びに術科の振興及び活性化に活用するため、術科の技能が優秀である者を指定し、一定期間集中して行う訓練をいう。

(術科等の推進)

第3条 体育及び術科（以下「術科等」という。）は、警察職員の気力及び体力を維持増進し、並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を図り、及び実力を育成することを旨とし、勤務時間の内外を問わず、効果的かつ安全に推進しなければならない。

(幹部の責務)

第4条 警務部長にあつては島根県警察における術科等の推進に関する責任者として、警務部人材育成課長（以下「人材育成課長」という。）にあつては責任者を補佐する者として、指導体制を確立し、恒常的かつ効果的な訓練を実施するとともに、訓練に伴う受傷事故の防止及び訓練環境の整備に努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の基礎体力の維持及び増進並びに術科技能の向上を図るた

め、各種施策の推進、余暇活動による体育の振興及び恒常的かつ実戦的な術科等の訓練を実施するとともに、訓練に伴う受傷事故の防止及び訓練環境の確保に努めなければならない。

- 3 前2項に掲げるもの以外の幹部は、術科訓練の重要性を自覚し、勤務時間の内外を問わず率先して訓練に励み、模範を示さなければならない。

第2章 術科等の訓練

(訓練推進体制)

第5条 柔道、剣道、逮捕術、救急法及び体育（以下「柔剣道等」という。）の訓練を推進するため、所属に訓練責任者及び訓練推進責任者を置き、警察本部、島根県警察学校（以下「学校」という。）及び警察署に訓練指導者及び訓練指導補助者（以下「訓練指導者等」という。）を置く。

(訓練責任者)

第6条 訓練責任者は、所属長をもって充てる。

- 2 訓練責任者は、所属における柔剣道等の訓練を計画的かつ確実に実施する責任を負うものとする。

(訓練推進責任者)

第7条 訓練推進責任者は、警察本部にあつては次長、副所長又は副隊長を、学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

- 2 訓練推進責任者は、年間を通じて効果的かつ効率的な訓練計画を立て、実効ある訓練の実施に努めなければならない。

(訓練指導者等)

第8条 訓練指導者等の任命又は指定区分、指導の対象、資格及び定数は、別表第1のとおりとする。

- 2 訓練指導者等の任期は、4月1日から翌年3月31日まで（以下「術科訓練年度」という。）とする。
- 3 警務部長、島根県警察学校長（以下「学校長」という。）及び警察署長は、訓練指導者等を術科訓練年度ごとに指定し、訓練指導者等指定報告書（様式第1号）により4月20日までに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。
- 4 警務部長、学校長及び警察署長は、術科訓練年度内に訓練指導者等の指定替えを行ったときは、本部長に報告しなければならない。この場合における報告については、前項の規定を準用する。
- 5 訓練指導者等は、柔剣道等の振興を推進する立場であることを自覚し、常に研さん錬磨するとともに、次に掲げる事項に留意して指導に当たらなければならない。
 - (1) 訓練に当たっては、安全管理を徹底し、受傷事故防止に努めること。
 - (2) 被訓練者の術科習熟の程度を把握し、合理的な指導計画を立てて行うこと。
 - (3) 訓練の目的及び対象に応じて、講義、実戦的訓練、教材利用等の指導方法を用い、効果的に行うこと。

(4) 指導の成果について検証し、その後における指導に活用すること。

(体育、柔道及び剣道訓練の実施)

第9条 訓練責任者は、術科訓練年度において、所属の警察職員に対し、基礎体力の維持向上を図るため、随時、体育の訓練を実施できるものとする。

2 訓練責任者は、術科訓練年度において、所属の警察官に対し、警察官の職務執行に当たり、状況に応じた柔道及び剣道の技能が十分に活用できるようにするとともに気力及び体力の向上を図るため、柔道又は剣道の訓練を原則として月1回以上実施するものとする。

(救急法訓練の実施)

第10条 訓練責任者は、術科訓練年度において、所属の警察官に対し、救急法に関する最新の知識及び術技の修得を図るため、訓練指導者等又は救急法の指導について専門的知識及び技能を有する他機関の指導の下に、救急法訓練の基準（別表第2）により、救急法の訓練を1回以上実施するものとする。

(逮捕術、拳銃及び総合対処法訓練の実施)

第11条 逮捕術、拳銃及び総合対処法の訓練の実施については、別に定める。

(訓練状況の把握)

第12条 訓練責任者は、術科等の訓練の実施状況を常に把握し、所属職員の練度の向上、訓練実施計画等に活用するものとする。

第3章 術科特別訓練

(術科特別訓練)

第13条 術科特別訓練は、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃について行うことができる。

(術科特別訓練員の指定)

第14条 術科特別訓練は、術科特別訓練員を指定して行うものとする。

2 術科特別訓練員の指定は、術科訓練年度ごとに行うものとし、術科特別訓練員指定書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(術科特別訓練の運営及び実施)

第15条 術科特別訓練の運営及び実施は、術科訓練年度ごとに定める術科特別訓練実施計画により行うものとする。

第4章 術科大会

(術科大会の種別)

第16条 術科大会の種別は、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃射撃競技とする。

(術科大会開催期日等)

第17条 術科大会は、種別ごとに、原則として術科訓練年度に1回開催するものとし、開催期日及び実施要領は、その都度定めるものとする。

第5章 技能審査

(技能審査の方法)

第18条 術科（総合対処法を除く。）の技能の審査（以下「技能審査」という。）は、段級審査（柔道及び剣道の技能の段級位を審査することをいう。以下同じ。）

及び検定（逮捕術、拳銃及び救急法の級位を審査することをいう。以下同じ。）により行う。

2 段級審査は、公益財団法人講道館の昇段審査及び一般財団法人全日本剣道連盟の段位審査に準じた実技により行うほか、過去の試合成績を参考とすることができる。ただし、特別の事情がある場合においては、実技の一部又は全部を省略することができる。

3 検定は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号）によるほか、次により行うものとする。

(1) 逮捕術の試合の勝率は、過去の試合成績を参考とすることができる。

(2) 救急法については、筆記試験を行うものとする。

4 技能審査は、人材育成課長、学校長、第5条の規定により本部長が任命した訓練指導者並びに警務部人材育成課及び学校の拳銃訓練の指導に従事する者のうち2人以上の立会いの下に行うものとする。ただし、立ち会う者の1人は、当該技能審査を行う科目の訓練指導者でなければならない。

（技能審査の実施）

第19条 技能審査は、所属長が推薦した者について、随時行うものとする。ただし、技能審査を受ける者が採用時教養中の学生の場合にあつては学校長が、各級任用科、部門別任用科若しくは専科の学生の場合又は警務部人材育成課が実施し、若しくは管理する訓練若しくは術科大会に兼ねて当該審査を受けようとするものの場合にあつては人材育成課長が推薦するものとする。

2 前項の推薦に当たっては、柔道及び剣道にあつては（柔道・剣道）技能審査適格者推薦書（様式第3号）を、逮捕術、拳銃及び救急法にあつては（逮捕術・拳銃・救急法）技能検定適格者推薦書（様式第4号）を、それぞれ本部長に提出するものとする。

（認定者等の決定）

第20条 本部長は、前2条の規定により実施した技能審査の結果に基づき、段級位を認定する者及び検定の合格者（次条において「認定者等」という。）を決定するものとする。

2 人材育成課長は、技能審査の実施結果をその都度関係所属長に通知するものとする。

3 人材育成課長は、術科技能（審査・検定）合格者名簿（様式第5号）を備え付けるものとする。

（合格等の取消し）

第21条 本部長は、認定者等について、認定段級位又は合格にふさわしくない行為があつた場合は、当該認定段級位又は合格を取り消すことができる。この場合において、前条第2項の規定は、当該取消通知について準用する。

（この訓令以外による認定の効力及び技能の検定）

第22条 公益財団法人講道館又は一般財団法人全日本剣道連盟が認定した段級位は、

この訓令による段級審査の認定段級位とみなす。

- 2 日本赤十字社が救急法救急員若しくは水上安全法救助員又は救急法指導員若しくは水上安全法指導員として認定した資格は、この訓令による救急法の初級又は上級の級位とみなす。
- 3 他の機関が行った技能検定（国家試験を含む。）に合格して取得した資格の保有者で本部長が特に認めたものは、検定に合格した者とみなす。

第6章 警察体力検定及び体力テスト

（種目及び受検対象）

第23条 警察体力検定の種目にあつては「J A P P A T」を、体力テストの種目にあつては握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン及び立ち幅とびを行うものとする。

- 2 警察官にあつては警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）を、警察官以外の職員にあつては体力テストを、原則として術科訓練年度に1回以上受検しなければならない。

（実施責任者等の任務、指定及び報告）

第24条 所属長は実施責任者として、体力検定等を計画的かつ安全に実施するため、所属の職員の中から、体力検定等推進責任者、立会責任者及び測定責任者を術科訓練年度ごとに指定し、訓練指導者等指定報告書により4月20日までに本部長に報告しなければならない。

- 2 体力検定等推進責任者、立会責任者及び測定責任者の指定及び任務は、別表第3のとおりとする。

（体力検定等の報告、認定の申請等）

第25条 所属長は、体力検定等を実施しようとするときは、体力検定等実施計画書（様式第6号）により本部長に報告するものとする。

- 2 所属長は、体力検定等を実施したときは、体力検定等実施報告・級位認定等申請書（様式第7号）により速やかに本部長に報告し、認定を申請するものとする。

（体力検定等の認定結果の通知）

第26条 前条第2項の報告を受けた本部長は、その都度、体力検定等の認定結果を体力検定等実施報告・級位認定等申請書により、当該所属長に通知するものとする。

第27条 所属長は、体力検定等の実施結果に基づき、所属職員にその弱点の補強運動を恒常的に行うよう個別に指導し、基礎体力の向上に努めさせるものとする。

第7章 安全管理

（安全管理措置基準）

第28条 術科等の訓練、試合、審査、検定等において発生する受傷事故の防止及び保健管理に必要な措置基準は、別に定める。

第8章 雑則

（術科等訓練の事故報告）

第29条 公務での術科等の訓練等において傷害を伴う事故が発生したときは、術科訓

練受傷事故調査報告書（様式第8号）により本部長に報告しなければならない。

（術科活用事例の報告）

第30条 所属長は、警察官が術科を活用して犯人を逮捕、被害者の救護等を行ったときは、別に定める様式により本部長に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の島根県警察における体育及び術科に関する訓令（以下「旧訓令」という。）第8条第1項の規定により任命又は指定された訓練指導者及び訓練指導補助者並びに旧訓令第37条第1項の規定により指定された体力検定等推進責任者、立会責任者及び測定責任者は、それぞれ改正後の島根県警察における体育及び術科に関する訓令（以下「新訓令」という。）第8条第1項の規定により任命又は指定された訓練指導者及び訓練指導補助者並びに新訓令第24条第1項の規定により指定された体力検定等推進責任者、立会責任者及び測定責任者とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に旧訓令第9条第4項及び第5項の規定により認定した術科訓練単位は、新訓令第9条第2項の訓練の回数の計上に当たって1単位を1回の訓練とみなす。
- 4 この訓令の施行の際現に行っている旧訓令第26条の規定による術科特別訓練は、新訓令第13条の規定による術科特別訓練とみなす。
- 5 この訓令の施行の際現に旧訓令第33条の規定により認定された段級位を有する者及び検定に合格した者は、それぞれ新訓令第20条の規定により認定された段級位を有する者及び検定に合格した者とみなす。

（拳銃射撃場の管理及び使用に関する訓令の一部改正）

- 6 拳銃射撃場の管理及び使用に関する訓令（平成12年島根県警察訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条中「術科訓令に規定する訓練立会責任者、訓練指導者及び実射訓練指揮官は、」を削り、同条を第8条とする。

（島根県警察における拳銃、警棒等の使用及び取扱いに関する訓令の一部改正）

- 7 島根県警察における拳銃、警棒等の使用及び取扱いに関する訓令（平成30年島根県警察訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「島根県警察における体育及び術科に関する訓令（平成23年島根県警察訓令第5号）」を「別」に改める。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作

成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和3年2月3日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日島根県警察訓令第18号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、令和5年3月22日から施行する。

附 則（令和5年10月2日島根県警察訓令第26号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表 〔略〕

様式 〔略〕